

平成24年2月8日

租税訴訟学会会員各位
実務家・研究者各位

租税訴訟学会
会 長 山 田 二 郎
担当副会長 青 木 康 國

憲法判例を中心とする租税訴訟に関する講演会

《租税訴訟における憲法訴訟の理論と技術》

早春の候、会員各位におかれましては、ますますご活躍のことと拝察申し上げます。いつも変わらず、会務に特段のご協力をいただきまして順調に活動できますことを心より感謝申し上げます。

司法改革審議会が動き始め国会に憲法調査会ができ始めたころから、最高裁判所が変わったと言われてきています。注目される判決も多く出て、例えば租税判例百選はわずか6年で新版（第5版）が出るほどです。しかし、憲法訴訟となると事情が異なります。一番緩やかな違憲審査の基準が適用されたいわゆる昭和60年の大島訴訟事件の判決以来、さして注目される憲法訴訟の判決もなく、判例解説は昨年11月に出た第5版でも「憲法と租税法」というタイトルの判例解説は相変わらず大島訴訟だけでした。そのような中で、租税遡及立法を合憲とする合憲判決が出ました。自由の要素である予測可能性が侵害されるケースであり、大島訴訟よりも厳しい違憲審査の基準が用いられるべきケースと考える多くの実務家の予想に反して大島訴訟と大して変わらない基準で合憲とされました。我々租税実務家としては何故合憲とされたのかとその対策の研究が焦眉の急であります。そこで、憲法訴訟の研究の第一人者である戸松秀典教授の違憲審査の基準を中心にした講演を企画した次第です。

会員の方々をはじめとしまして、皆様方のご参加のほど、よろしく御願ひ致します。

記

1. 日 時 平成24年4月20日（金） 午後6時～午後8時30分
2. 場 所 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番3号
弁護士会館 3階 301号会議室
3. テ ー マ 「租税訴訟における憲法訴訟の理論と技術」
4. 講 師 戸松秀典学習院大学教授
5. 資 料 代 1000円
6. 共催・協賛 東京弁護士会、第二東京弁護士会税法研究会、日本税務会計学会（東京税理士会）、第二東京弁護士会研修センター（協賛）

※本研究会は、東京税理士会の会則研修です。

会場設営の観点から参加者人数を事前把握するため、参加希望者は別紙にその旨お申し込みいただきたく存じます。尚、当日のご参加も歓迎いたします。

